

政令第二十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に改め、同項ただし書中「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同条第三項を削る。

第九十三条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を「指定都市」に改める。

第九十三条の二第一項中「第九十二条第四項ただし書」を「第九十二条第三項ただし書」に、「、それ

ぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日」を「十日」に改める。

第九十四条第一項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第九十六条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第九十七条第二項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、「附けて」を「付して」に改める。

第九十八条の三第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「本節」を「この節」に改め、同項ただし書中「但し、第九十二条第四項から第六項まで」を「ただし、第九十二条第三項から第五項まで」に改める。

第九十八条の四中「、条例制定又は改廃請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第九十九条の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改める。

第百条の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第百六条の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「○の記号」を削り、「賛否」の下に「又は」を加える。

第百八条第一項の表第四十六条第一項の項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一	条例で		選挙管理委員会が
項	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの	普通地方公共団体の議会の解散に賛成するときは投票用紙の賛成の記載	

	<p>一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄</p>	<p>欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄</p>
<p>第四十六條の二第二項</p>	<p>第四十八條第一項</p> <p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p> <p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p> <p>公職の候補者一人に対して</p> <p>第六十八條第一項第一号</p> <p>「公職の候補者の氏名」</p> <p>公職の候補者に対して○の記号</p>	<p>地方自治法第八十五条第一項において準用する第四十八條第一項</p> <p>賛否</p> <p>が指示する賛否</p> <p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p> <p>同法第八十五条第一項において準用する第六十八條第一項第一号</p> <p>「賛否をともし」</p> <p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のい</p>

<p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。</p>	<p>ずれにも○の記号を</p>
<p>公職の候補者の氏名を自書しないもの</p>	<p>賛否のほか、他事を記載したもの</p>
<p>公職の候補者の何人</p>	<p>賛否を自書しないもの</p>
<p>公職の候補者のいずれに対して○の記号</p>	<p>賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号を記載したか</p>

第百八条第一項の表第六十二条第九項の項の次に次のように加える。

<p>第六十八条第一項第四号</p>	<p>二人以上の公職の候補者の氏名を</p>	<p>賛否をともに</p>
--------------------	------------------------	---------------

第百八条第一項の表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。

<p>第二百三十七条の二 第一項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>	<p>賛否又は</p>
<p>指示する</p>	<p>指示に従い</p>	

第百八条第一項の表第二百六十三条の項を削る。

第百九条中「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）」に改め、「第四十八条の二第二項（」の下に「同法」を加え、「第六十八条第一項第二号から第五号まで」を「第六十八条第一項第二号、第三号、第五号」に、「第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）」、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条第一項から第三項まで」を「第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一

号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）、第二項及び第三項」に改め、「同条第二項（「及び」第二百七十条の二（「の下に「同法」を加える。）」

第一百十条の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える四十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第一百十三条中「、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書」を削る。

第一百十四条の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（「の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「○の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第一項及び第二

項の項中「普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第四項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従って普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従って普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従って普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従って普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改める。

第百十五条第一項の表第四十六条第一項の項中「普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第四十六条の二第一</p>	<p>条例で</p>	<p>選挙管理委員会が</p>
<p>項</p>	<p>投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄</p>	<p>普通地方公共団体の議会の議員の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄</p>

<p>第四十六条の二第二項</p>	<p>第四十八条第一項</p>	<p>地方自治法第八十五条第一項において準用する第四十八条第一項</p>
<p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p>	<p>賛否</p>	
<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p>	<p>が指示する賛否</p>	
<p>公職の候補者一人に対して</p>	<p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p>	
<p>第六十八条第一項第一号</p>	<p>同法第八十五条第一項において準用する第六十八条第一項第一号</p>	
<p>「公職の候補者の氏名」</p>	<p>「賛否をともし」</p>	
<p>公職の候補者に対して○の記号</p>	<p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を</p>	
<p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記</p>	<p>賛否のほか、他事を記載したもの</p>	

載したものの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。			
公職の候補者の氏名を自書しないもの	公職の候補者の何人	公職の候補者のいずれに対して○の記号	賛否を自書しないもの
			賛否
			賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号を記載したか

第百十五条第一項の表第四十八条第一項の項中「普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第四十八条第二項の項中「当該選挙人が指示する」を削り、「当該選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第二号の項を次のように改める。

第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに
-------------	-----------------	--------

第一百六条の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第一百六条の二中「（公職選挙法第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書に関する部分を除く。）」を削る。

第一百七条の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「○の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第一項及び第二項の項中「普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第四項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六

条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改める。

第一百八条の表第四十六条第一項の項中「普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第四十六条の二第一項</p>	<p>条例で 投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄</p>	<p>選挙管理委員会が 普通地方公共団体の長の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄</p>
<p>項</p>	<p>第四十六条の二第二項</p>	<p>第四十八条第一項 地方自治法第八十五条第一項において準用する第四十八条第一項</p>

<p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p>	<p>賛否</p>
<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p>	<p>が指示する賛否</p>
<p>公職の候補者一人に対して</p>	<p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p>
<p>第六十八条第一項第一号</p>	<p>同法第八十五条第一項において準用する第六十八条第一項第一号</p>
<p>「公職の候補者の氏名」</p>	<p>「賛否をともし」</p>
<p>公職の候補者に対して○の記号</p>	<p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を</p>
<p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、こ</p>	<p>賛否のほか、他事を記載したもの</p>

	の限りでない。		
	公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否を自書しないもの	
	公職の候補者の何人	賛否	
	公職の候補者のいずれに対して○の記号	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号を記載したか	

第百十八条の表第四十八条第一項の項中「普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第四十八条第二項の項中「当該選挙人が指示する」を削り、「当該選挙人の賛否の指示に従って普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第二号の項を次のように改める。

第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに
-------------	-----------------	--------

第百十八条の表第六十八条第一項第六号及び第七号の項中「普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第八号の項中「の何人」の下に「を記載したか」を加え、「のいずれか又は何人」を削り、同表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。

<p>第二百三十七条の二 第一項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>	<p>賛否又は</p>
<p>指示する</p>	<p>指示に従い</p>	

第一百八条の表第二百三十七条の二第二項の項中「選挙人の指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百五十五条第一項の項及び第二百五十五条第三項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて普通地方公共団体の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百六十三条の項を削る。

第二百一十一条の表第九十二条第四項及び第五項の項中「第九十二条第四項及び第五項」を「第九十二条第三項及び第四項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそ

の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第百八十四条を次のように改める。

第百八十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條の三、第四章の三、第五章（第五十條第七項、第五十三條第一項（同令第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同條第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六條第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九條の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同條第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九條の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代

表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百六十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。この場合において、次

の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十一条の二</p>	<p>その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間</p>	<p>賛否の投票の結果が確定するまでの間</p>
<p>第四十一条第四項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して</p>	<p>賛否又は</p>
<p>第四十五条</p>	<p>当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間</p>	<p>賛否の投票の結果が確定するまでの間</p>

<p>第五十六条第一項及び第二項</p>	<p>当該選挙の公職の候補者一人の氏名</p>	<p>賛否</p>
<p>第五十六条第四項</p>	<p>公職の候補者一人の氏名</p>	<p>賛否</p>
<p>第五十六条第五項</p>	<p>公職の候補者の氏名</p>	<p>賛否</p>
<p>第五十九条の五</p>	<p>当該選挙の公職の候補者一人の氏名</p>	<p>賛否</p>
<p>第五十九条の五の二</p>	<p>公職の候補者一人の氏名</p>	<p>賛否</p>
<p>第七十二条</p>	<p>同一の公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）同一の衆議院名簿届出政党等又は同一の参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日にお</p>	<p>賛否の得票数</p>

第七十三条	<p>いて公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）</p> <p>各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数（各参議院名簿届出政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票数を含むものをいう。）</p>	賛否の投票数
第七十七条第一項	<p>当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若し</p>	<p>賛否の投票の結果が確定するまでの間</p>

<p>第八十六条第一項</p>	<p>第八十四条</p>	
<p>当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間</p>	<p>各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）</p>	<p>くは長の任期間</p>
<p>賛否の投票の結果が確定するまでの間</p>		<p>賛否の投票総数</p>

第八十五条中「地方自治法第二百六十二条第一項において準用する」を削り、「にこれを」を「について」に改める。

第八十六条第一項を次のように改める。

地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第一項	当該選挙の公職の候補者一人の氏名	賛否
第四十六条の二第一項	条例で 投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	選挙管理委員会が 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
第四十六条の二第二項	第四十八条第一項	地方自治法第二百六十二条第一項に

	<p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p>	<p>公職の候補者二人に対して</p>	<p>第六十八条第一項第一号</p>	<p>「公職の候補者の氏名」</p>	<p>公職の候補者に対して○の記号</p>	<p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住</p>
<p>において準用する第四十八条第一項</p>	<p>賛否</p>	<p>が指示する賛否</p>	<p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p>	<p>同法第二百六十二条第一項において準用する第六十八条第一項第一号</p>	<p>「賛否をともし」</p>	<p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を</p>	<p>賛否のほか、他事を記載したもの</p>

第五十二条		第四十八条第二項	
被選挙人の氏名又は政党その他の政治	<p>等 の 名 称 若 し く は 略 称</p> <p>一 の 衆 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 名 称 若 し く は 略 称 又 は 一 の 参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 名 称 若 し く は 略 称</p>	<p>当 該 選 挙 の 公 職 の 候 補 者 の 氏 名</p> <p>公 職 の 候 補 者 （ 公 職 の 候 補 者 た る 参 議 院 名 簿 登 載 者 を 含 む 。） 一 人 の 氏 名、</p>	<p>所 又 は 敬 称 の 類 を 記 入 し た も の は、 こ の 限 り で な い。</p> <p>公 職 の 候 補 者 の 氏 名 を 自 書 し な い も の</p> <p>公 職 の 候 補 者 の 何 人</p> <p>公 職 の 候 補 者 の い ず れ に 対 し て○ の 記 号</p>
賛否		賛否	<p>賛 成 の 記 載 欄 又 は 反 対 の 記 載 欄 の い ず れ に 対 し て○ の 記 号 を 記 載 し た か</p> <p>賛 否</p> <p>賛 否</p> <p>賛 否 を 自 書 し な い も の</p>

	第六十二条第八項	第二項	団体の名称若しくは略称
第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに	第六十二条第八項又は第三項
第六十八条第一項第六号及び第七号	公職の候補者の氏名	賛否	第六十八条第一項第八号
第六十八条第一項第八号	公職の候補者の何人を記載したか	賛否	第七十一条
第七十一条	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	賛否の投票の結果が確定するまでの間	第七十六条
第七十六条	第六十二条	第六十二条第八項	第八十条第一項
各公職の候補者（公職の候補者たる参	賛否の投票総数		

<p>第八十条第二項</p>	
<p>第八十条第三項</p> <p>各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数</p>	<p>議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）</p>
<p>賛否の投票総数</p>	
<p>賛否の投票総数</p>	

第八十三条第二項	当該選挙に係る議員又は長の任期間		賛否の投票の結果が確定するまでの間
第八十三条第三項	当該選挙にかかる議員又は長の任期間		賛否の投票の結果が確定するまでの間
第三百三十五条	第八十八条に掲げる者	投票管理者、開票管理者及び選挙長	
第三百三十八条第二項	特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称	一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否	
第三百三十八条の三	公職に就くべき者	一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否	
第二百六条第一項	当選	賛否の投票の結果	
	<p>第百一条の三第二項又は第二百六条第二項の規定による告示の日</p>	<p>地方自治法施行令第八十三条第一項の公表の日</p>	
第二百七条第二項	地方公共団体の議会の議員及び長の当	賛否の投票の結果	

	第二百九条第一項	第二百九条第一項	第二百二十六条第二項、第二百二十七条及び第二百二十八条	第一項	第一項	第二百三十七条の二	第一項	
選	当選	おける当選	被選挙人の氏名			公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	指示する	
	賛否の投票の結果	おける賛否の投票の結果	賛否			賛否又は		指示に従い

<p>第二百三十七条の二 第二項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>
<p>第二百五十五条第一 項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>
<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>	

<p>第二百五十五条第三項</p>	<p>公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p> <p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>賛否</p>
-------------------	---	-----------

第百八十七条中「第四十六条の二」を「第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）」に改め、「第四十八条の二第二項（」の下に「同法」を加え、「第六十八条第一項第二号から第五号まで」を「第六十八条第一項第二号、第三号、第五号」に改め、「第七十六条（」の下に「同法」を加え、「第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）」、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで」を「第二百六十三条」に改め、「同条

第二項（」の下に「公職選挙法」を、「第二百七十条の二（」の下に「同法」を加える。

第二百十一条第一項中「第二百八十七条の二第二項」を「第二百八十七条の三第二項」に改める。

第二百十一条の二中「第二百八十七条の三」を「第二百八十七条の四」に改め、第三編第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（特例一部事務組合に関する読替え）

第二百十一条の三 地方自治法第二百九十二条の規定によりこの政令中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合（同法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。）に準用する場合には、第二百十一条の四第二項中「地方自治法第九十八条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第九十八条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第二百十一条の五第二項中「地方自治法第百条第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において読み替えて準用する同法第百条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十四条の四十九の三十八第二項中「地方自治法第二百五十二条の四十第二項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七

条の二第八項において読み替えて準用する同法第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。

第二百十二条の二の表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
------------	------------	------

第二百十二条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十七条第二項の項中「都道府県

」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十二条の四の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
------------	------------	------

第二百十二条の四の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十三条第一項を次のように改める。

地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六条第四項において準用する第七十四条第五項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を
--------------------------	-------	--

	<p>第七十六条第四項に おいて準用する第七 十四条の二第七項及 び第十項</p>	<p>第七十六条第一項</p>	<p>第七十六条第三項</p>	<p>第七十七条</p>
	<p>普通地方公共団体の選挙管理委員会</p>	<p>都道府県の選挙管理委員会</p>	<p>普通地方公共団体の選挙管理委員会 選挙人</p>	<p>普通地方公共団体の議会の議長</p>
<p>乗じて得た数と四十万に三分の一を 乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	<p>広域連合の選挙管理委員会</p>	<p>広域連合の選挙管理委員会</p>	<p>広域連合の選挙管理委員会 広域連合の選挙人</p>	<p>広域連合の議会の議長並びに広域連 合を組織する地方公共団体の議会に おいて当該広域連合の議会の議員を 選挙する広域連合にあつては当該広</p>

	都道府県知事	域連合を組織する地方公共団体の議会の議長
	市町村長	広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）
		広域連合の長

第二百十三條の二の表第九十二條第三項の項を削り、同表第九十二條第四項の項中「第九十二條第四項」を「第九十二條第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二條第五項の項中「第九十二條第五項」を「第九十二條第四項」に改め、同表第九十三條の項中「地方自治

法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
------------	------------	------

第二百十三条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え

る場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十三条の五第一項の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十条第一項（」の下に「同令」を加え、同項の表第四十一条第四項の項中「○の記号」を削り、「賛否」の下に「又は」を加え、同条第二項中「関する部分（」の下に「同令」を加える。

第二百十三条の六第一項の表第四十六条第一項の項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一	条例で	選挙管理委員会が
項	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載	広域連合の議会の解散に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対

	<p>第四十六條の二第二項</p>	<p>する欄</p>
	<p>第四十八條第一項</p>	<p>の記載欄</p>
	<p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p>	<p>賛否</p>
	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p>	<p>が指示する賛否</p>
	<p>公職の候補者一人に対して</p>	<p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p>
	<p>第六十八條第一項第一号</p>	<p>同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八條第一項第一号</p>
	<p>「公職の候補者の氏名」</p>	<p>「賛否をともに」</p>

第二百十三条の六第二項の表第六十二条第九項の項の次に次のように加える。

<p>第六十八条第一項第四号</p>	<p>二人以上の公職の候補者の氏名を</p>	<p>賛否をともに</p>		<p>公職の候補者に対して○の記号</p>	<p>賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号を記載したか</p>	<p>公職の候補者の何人</p>	<p>賛否</p>	<p>公職の候補者の氏名を自書しないもの</p>	<p>賛否を自書しないもの</p>	<p>の限りでない。</p>		<p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。</p>	<p>賛成のほか、他事を記載したもの</p>	<p>公職の候補者に対して○の記号</p>	<p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を</p>
--------------------	------------------------	---------------	--	-----------------------	---	------------------	-----------	--------------------------	-------------------	----------------	--	---	------------------------	-----------------------	----------------------------------

の二から第十二号まで、第二百六十四条」を「第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで」に改め、「同条第二項（」及び「第二百七十条の二（」の下に「同法」を加える。

第二百十四条第一項の表第八十条第四項前段において準用する第七十四条第五項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第八十二

条第一項の項中

都道府県知事

広域連合の長

を

都道府県知事

広域連合の長（第二百九十一条の十三

において準用する第二百八十七条の三
第二項の規定により長に代えて理事会
を置く広域連合にあつては、理事会。
（以下同じ。）

に改める。

第二百十四条の二の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
------------	------------	------

第二百十四条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内」の下に「指定都市以外の」を加

える。

第二百十四条の三中「、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書」を削る。

第二百十四条の四の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「○の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第一項及び第二項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第四項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十六条第一項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第四十六条の二第一 項</p>	<p>条例で 投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄</p>	<p>選挙管理委員会が 広域連合の議会の議員の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄</p>
<p>第四十六条の二第二 項</p>	<p>第四十八条第一項 当該選挙の公職の候補者の氏名 公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名 公職の候補者一人に対して</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項 賛否 が指示する賛否 の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p>

第六十八条第一項第一号	同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号
「公職の候補者の氏名」	「賛否をともし」
公職の候補者に対して○の記号	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも○の記号を
公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	賛否のほか、他事を記載したもの
公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否を自書しないもの
公職の候補者の何人	賛否
公職の候補者のいずれに対して○の記	賛成の記載欄又は反対の記載欄のい

号

ずれに対して○の記号を記載したか

第二百十四条の五第一項の表第四十八条第一項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第四十八条第二項の項中「当該選挙人が指示する」を削り、「当該選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第二号の項を次のように改める。

第六十八条第一項第四号

二人以上の公職の候補者の氏名を

賛否とともに

第二百十四条の五第一項の表第六十八条第一項第六号及び第七号の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第八号の項中「の何人」の下に「を記載したか」を加え、「のいずれか又は何人」を削り、同表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。

第二百三十七条の二

公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称

賛否又は

第一項

院名簿届出政党等の名称若しくは略称

又は公職の候補者に対して	指示する		指示に従い
--------------	------	--	-------

第二百十四条の五第一項の表第二百三十七条の二第二項の項中「選挙人の指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従って広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百五十五条第一項の項及び第二百五十五条第三項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従って広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百六十三条の項を削る。

第二百五十五条第一項を次のように改める。

地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の長（同法第二百九十一条において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下この条から第二百五十五条の五までにおいて同じ。）の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第八十一条第二項に おいて準用する第七</p>	<p>第八十一条第二項に おいて準用する第七 第十四条第五項</p>	
<p>都道府県の選挙管理委員会</p>	<p>普通地方公共団体の選挙管理委員会</p>	<p>五十分の一</p>
<p>広域連合の選挙管理委員会</p>	<p>広域連合の選挙管理委員会</p>	<p>三分の一（その総数が四十万を超え 八十万以下の場合にあつてはその四 十万を超える数に六分の一を乗じて 得た数と四十万に三分の一を乗じて 得た数とを合算して得た数、その総 数が八十万を超える場合にあつては その八十万を超える数に八分の一を 乗じて得た数と四十万に六分の一を 乗じて得た数と四十万に三分の一を 乗じて得た数とを合算して得た数）</p>

<p>十四条の二第七項及び第十項</p>	<p>第八十一条第二項において準用する第七十六条第三項</p>	<p>第八十一条第一項</p>	<p>第八十二条第二項</p>
	<p>選挙人</p>	<p>普通地方公共団体の選挙管理委員会</p>	<p>前条第二項</p> <p>普通地方公共団体の長及び議会の議長</p>
	<p>広域連合の選挙人</p>	<p>広域連合の選挙管理委員会</p>	<p>第二百九十一条の六第一項において準用する第七十六条第三項</p> <p>広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）及び議会の議長並びに広域</p>

連合を組織する地方公共団体の長の
投票により当該広域連合の長（第二
百九十一条の十三において準用する
第二百八十七条の三第二項の規定に
より長に代えて理事会を置く広域連
合にあつては、理事）を選挙する広
域連合にあつては当該広域連合を組
織する地方公共団体の長

第二百五十五条の二の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項
」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第
一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつて
は六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二
条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治

法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
------------	------------	------

第二百五十二条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え

る場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十五条の三中「（公職選挙法第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書に関する部分を除く。）」を削る。

第二百十五条の四の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同条の表第四十一条第四項の項中「○の記号」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否又は」に改め、同表第五十六条第一項及び第二項の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第四項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十六条第五項の項中「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の項中「広域連

合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十九条の五の二の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十九条の項中「広域連合の長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下同じ。）」を加える。

第二百十五条の五の表第三十七条第二項の項中「広域連合の長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下同じ。）」を加え、同表第四十六条第一項の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一	条例で	選挙管理委員会が
項	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄	広域連合の長の解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄

<p>第四十六条の二第二項</p>	<p>第四十八条第一項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項</p>
<p>当該選挙の公職の候補者の氏名</p>	<p>賛否</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名</p>
<p>公職の候補者一人に対して</p>	<p>の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に</p>	<p>公職の候補者一人に対して</p>
<p>第六十八条第一項第一号</p>	<p>同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号</p>	<p>第六十八条第一項第一号</p>
<p>「公職の候補者の氏名」</p>	<p>「賛否をともし」</p>	<p>「公職の候補者の氏名」</p>
<p>公職の候補者に対して○の記号</p>	<p>賛成の記載欄及び反対の記載欄のい</p>	<p>公職の候補者に対して○の記号</p>

<p>公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。</p>	<p>賛否のほか、他事を記載したものを</p>
<p>公職の候補者の氏名を自書しないもの</p>	<p>賛否を自書しないもの</p>
<p>公職の候補者の何人</p>	<p>賛否</p>
<p>公職の候補者のいずれに対して○の記号</p>	<p>賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号を記載したか</p>

第二百十五條の五の表第四十八條第一項の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第四十八條第二項の項中「当該選挙人が指示する」を削り、「当該選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第五十二條の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十條第一項第二号の項を次のように改める。

第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに
-------------	-----------------	--------

第二百十五條の五の表第六十八條第一項第六号及び第七号の項中「広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八條第一項第八号の項中「の何人」の下に「を記載したか」を加え、「のいずれか又は何人」を削り、同表第二百三十七條の二第一項の項を次のように改める。

第二百三十七條の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	指示又は 指示に従い
--------------	--	---------------

第二百十五條の五の表第二百三十七條の二第二項の項中「選挙人の指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百五十五條第一項の項及び第二百五十

五条第三項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の長の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百六十三条の項を削る。

第二百十六条の二第一項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第二百十六条の三の表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十二条の二第一

都道府県又は指定都市

広域連合

項

第二百十六条の三の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を

超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十七条第一項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

第二百十七条の二の表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のよ

うに改める。

第九十三条の二第一 項	都道府県又は指定都市	広域連合
----------------	------------	------

第二百十七条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数

に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、第三編第三章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（一部事務組合に関する規定の準用）

第二百十七条の三 第二百十一条の規定は、地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合について準用する。

第二百二十四条中「、第九十二条第三項」を削る。

（生活保護法施行令の一部改正）

第二条 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「管理者」の下に「（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）」を、「広域連合の長」の下に「（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事

会を置く広域連合にあつては、理事会)」を加える。

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正)

第三条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和二十六年政令第百七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長」の下に「(同法第二百八十七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会)」を、「地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長」の下に「(同法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会)」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正)

第四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第九十四条第一項の項、第九十六条第一項の項及び第九十七条第一項の項中「四十万

を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同条第二項中「、委員の解職請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十四条第一項中「又は長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）」を加える。

第十四条の二第四項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に改める。

第十七条中「（教育組合のうち）」を「又は長（）」に、「第二百八十七条の二第二項の規定により」を「第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて」に、「同法第二百八十五条の一部事務組合であるもの」を「教育組合」に改め、「又は長」を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「(広域連合にあつては、長)」を「又は長(地方自治法第二百八十七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。))の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く一部事務組合等にあつては、理事会)」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは長」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。))の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会)」を加え、同項第六号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)

第七条 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三条第一項中「前条第四項ただし書」を「前条第三項ただし書」に改める。

第四条第一項中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第十四条中「、第二条第三項中「長及び市町村の選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と」を削る。

第十九条中「第十六条まで」の下に「、第十八条第一項ただし書」を、「公職の候補者に関する部分に限る。」の下に「、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）」を、「第七十二条」の下に「、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）」を加える。

第二十二条中「第五十八条まで」の下に「、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項」を加え、「第六十一条（第四項に係る部分を除く。）」を「第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）」、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）」に改め、「第四百二十二条第

一項」の下に「（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）」を加える。
第二十八条中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第五十四条中「、署名収集委任届出書」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）
第九十二条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項（署名し印を押した者の総数の要件に関する部分を除く。）、第九十六条第一項（有効署名の総数の要件に関する部分を除く。）及び第九十七条第二項（これらの規定を新令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二

百十七条の二並びに第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に新令第九十一条第二項（新令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百十六条、第一百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（以下この項及び次条において「旧令」という。）第九十一条第二項（旧令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百十六条、第一百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに第四条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

2 附則第六条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十二条において準用

する新令第九十七条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に附則第六条の規定による改正後の漁業法施行令第十条第三項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに附則第六条の規定による改正前の漁業法施行令第十条第三項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

第三条 新令第百六条、第百八条第一項、第百九条（新令第百十三条及び第百十六条の二において準用する場合を含む。）、第百十四条、第百十五条第一項、第百十七条及び第百十八条（これらの規定を新令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百八十四条、第百八十六条第一項及び第百八十七条（これらの規定を新令第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の五第一項、第二百十三条の六第一項、第二百十三条の七（新令第二百十四条の三及び第二百五十五条の三において準用する場合を含む。）、第二百十四条の四、第二百十四条の五第一項、第二百五十五条の四及び第二百五十五条の五（これらの規定を新令第二百五十五条の六において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に新令第百条の二第二項（新令第百十三条及び第百十六条の二（これらの規定を新令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十条、第百八十八

条第一項並びに第二百十三條の四、第二百十四條の三及び第二百五條の三（これらの規定を新令第二十五條の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九條の三第二項（新令第一百三條、第一百六條の二、第二百十三條の四、第二百十四條の三及び第二百五條の三において準用する場合を含む。）、第八十一條第一項又は第八十八條の二第二項の規定による期日の告示が行われる投票について適用し、この政令の施行の日の前日までに旧令百條の二第二項（旧令第一百三條及び第一百六條の二）（これらの規定を旧令第二百二十條及び第八十八條第一項において準用する場合を含む。）

）、第二百二十條、第八十八條第一項並びに第二百十三條の四、第二百十四條の三及び第二百五條の三（これらの規定を旧令第二百十五條の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
（これらの規定を旧令第二百十五條の六において準用する場合を含む。）
）、第九條の三第二項（旧令第一百三條、第一百六條の二、第二百十三條の四、第二百十四條の三及び第二百五條の三）において準用する場合を含む。）
）、第八十一條第一項又は第八十八條の二第二項の規定による期日の告示が行われた投票については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第七條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新令

「という。」第二条（新令第十四条（新令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為並びに附則第二条第一項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業法施行令の一部改正）

第六条 漁業法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二條の表第九十七條第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第一百五條第一項の項中「第一百五條第一項」を「第一百五條」に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第七條 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第七十二條第二項中「第二百八十七條の二第一項」を「第二百八十七條の三第一項」に改める。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特例一部事務組合の制度の創設により必要となる事項を定める等所要の規定の整備を行うとともに、指定都市における直接請求に必要な署名の収集期間等を延長し、議会の解散並びに議会の議員及び長の解職の投票方法を変更する等の必要があるからである。